

夏季休暇中の家畜伝染病の侵入リスクに注意を！

まもなく夏季休暇期間となりますが、この時期（特に8月）は月別出国者が最大となり、人や物の動きが活発になることから、これらを介した家畜伝染病の侵入リスクは高まることが予想されています。隣国の韓国においては、本年3月に口蹄疫（A型）が豚で発生し、中国雲南省においても、同年6月に口蹄疫（O型）が豚で発生しています（中国における発生状況については、裏面を参照）。

生産者におかれましては、これらに対岸の火事と考えず、今一度、飼養衛生管理基準等を再確認・遵守し、疾病の侵入防止に努めましょう！

○農場における侵入防止対策は？

- ☞ 畜産関係者は、口蹄疫やアフリカ豚コレラなど伝染病が発生している国への渡航は可能な限り自粛しましょう。
- ☞ 衛生管理区域への人や車両の出入りを制限し、車両・靴底消毒等を徹底しましょう。
- ☞ 消毒薬は、疾病に適したものを適正な濃度で使用することが重要です。（口蹄疫には、消石灰液、炭酸ソーダ液等が有効です。）
- ☞ 養豚経営で、生肉を含む（含む可能性）食品残さを給与している場合には、加熱処理（70℃以上30分間以上、又は80℃以上3分間以上）を実施しましょう。

○海外渡航時等の注意点は？

- ☞ 海外からの病原体を持ち込まないため、入国時には靴底消毒を実施しましょう。また、肉製品等を日本に持ち帰らないでください。
- ☞ 海外では家畜を飼養している農場やと畜場等への不要な立入は避けましょう！動物との不用意な接触も控えましょう。
- ☞ 海外で牛や豚等のいる場所に立ち上がった人を衛生管理区域にむかえる場合は、帰国後1週間以上あけてください。やむを得ず立ち入る場合には、洗髪・入浴・更衣等適切な処置を講じましょう。
- ☞ 過去4カ月以内に海外で使用した衣服及び靴等を衛生管理区域に持ち込ませない。やむを得ない場合には、適切な洗浄・消毒等の措置を実施してください。

（裏面もあります。）

○中国における口蹄疫の発生状況（2016年1月以降）



詳細は、下記の農林水産省ホームページからご確認ください。
http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_fmd/

○アフリカ豚コレラについて

アフリカのサハラ砂漠以南およびロシア、グルジア等の東欧諸国（2018年4月にハンガリーでも確認されました）は、アフリカ豚コレラの発生国です。本病の症状は、亜急性、慢性のタイプもありますが、甚急性では突然死亡、急性では発熱（40～42℃）、食欲不振、粘血便、チアノーゼ等を呈し、死亡率は100%に近いのが特徴です。過去の事例では、本病が発生する原因として、ウイルスに汚染された食品残さを豚に与えたことによるものです。

発生国からの肉製品等の持ち込みは、機内食も含め固く禁じられていますので、発生国に訪れる際には、十分ご注意ください。

神奈川県県央家畜保健衛生所

〒243-0417 海老名市本郷3658
 電話：(046)238-9111 ファクシミリ：(046)238-9124

東部出張所

〒226-0015 横浜市緑区三保町2076
 電話：(045)934-2378 ファクシミリ：(045)934-5432

